

第2回総務常任委員会会議録

- 1 開会日時 令和2年12月9日(水)午前10時0分
- 2 閉会日時 令和2年12月9日(水)午前11時42分
- 3 会議場所 議会委員会室
- 4 出席委員
 - 1番 永徳 省二君 3番 佐藤 武君 7番 大口 浩志君
 - 12番 北川 勝義君 16番 下山 哲司君 17番 実盛 祥五君
- 5 欠席委員
な し
- 6 説明のために出席した者

市 長	友實 武則君	副 市 長	前田 正之君
副 市 長	川島 明昌君	総合政策部長	安田 良一君
総 務 部 長	塩見 誠君	財 務 部 長	藤原 義昭君
消 防 長	井元 官史君	秘書広報課長	小引 千賀君
政策推進課長	花谷 晋一君	総 務 課 長	小坂 憲広君
くらし安全課長	岡本 和典君	財 政 課 長	和田美紀子君
管 財 課 長	戸川 邦彦君	税 務 課 長	光田 尚人君
消防総務課長	檜原 秀幸君		
- 7 事務局職員出席者

議会事務局長	元宗 昭二君	主 事	松尾 康平君
--------	--------	-----	--------
- 8 審査又は調査事件について
 - 1) 議第57号 赤磐市コンプライアンス条例
 - 2) 議第58号 赤磐市税外収入督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例
 - 3) 議第59号 赤磐市火災予防条例の一部を改正する条例
 - 4) その他
- 9 議事内容 別紙のとおり

午前10時0分 開会

○委員長（佐藤 武君） それでは、皆さんおはようございます。

ただいまから第2回総務常任委員会を開会いたします。

なお、委員会室の出入口については、いつものとおり開放したまま委員会審査しますので、よろしく申し上げます。

初めに、友實市長から御挨拶をお願いいたします。

○市長（友實武則君） 委員長。

○委員長（佐藤 武君） 市長。

○市長（友實武則君） 皆さん、おはようございます。

本日は皆様大変御多忙の中、第2回の総務常任委員会、お開きいただきまして誠にありがとうございます。本日の御審査をいただく案件でございますけども、12月の定例会に議案審査をお願いしております議案3件及び令和2年度事業の進捗状況等について御報告、御審査をいただくようお願いをしたいと思います。

なお、この場をお借りして1件御報告とお礼を申し上げたいと思います。

先週木曜日から日曜日にかけて全日本の男子、女子、共にホッケー全国大会が熊山の競技場で行われました。無事に開催することができました。議員の方々におかれましても、観戦、応援においでいただいた議員もおられました。この場をお借りして厚く御礼を申し上げます。大会については、非常に運営もスムーズに行き、熱戦を繰り広げることができました。コロナ禍においても、感染防止を徹底的に行って、好評に終わることができました。全日本ホッケー協会からも、本当に厚く御礼を言っていただきました。今後もこうしたホッケー競技についても、市をアピールする絶好のチャンスと捉えながら実施していこうということを感じた次第でございます。

本日の御審査よろしくようお願い申し上げます。

以上でございます。

○委員長（佐藤 武君） ありがとうございます。

それでは、これから委員会の審査に入りたいと思います。

当委員会に付託されました案件は、議第57号赤磐市コンプライアンス条例から議第59号赤磐市火災予防条例の一部を改正する条例までの3件についてであります。

それではまず、議第57号赤磐市コンプライアンス条例を議題とし、これから審査を行います。

執行部からの補足説明がありましたらお願いします。

○総務課長（小坂憲広君） 委員長。

○委員長（佐藤 武君） 小坂課長。

○総務課長（小坂憲広君） 議第57号赤磐市コンプライアンス条例の補足説明をさせていただ

きます。

こちらですが、目的、内容につきましては本会議での提案理由、細部説明のとおりとなっております。

総務部資料1ページをお願いします。大まかなコンプライアンス条例の流れについて、説明をさせていただきます。

この条例につきましては、赤磐市職員等による公益通報に関する条例と、それから赤磐市不当要求行為等対策要綱での取扱いを同一の条例に盛り込むものとなっております。したがって、一番上に不正な要望等、それから右側に公益通報と2つのものがあります。これにつきまして、流れを説明させていただきます。

まず、左側の不正な要望等があった場合の流れになってまいります。

こちらですが、不正な要望等がありましたら、職員等につきましては記録、それから任命権者への報告、こちらを行うようになります。必要と認める場合はコンプライアンス主管課、こちらは総務課になります、こちらに提出していただくと。提出していただきましたら内容を確認いたします。赤磐市コンプライアンス委員会、こちらは庁内組織になります、こちらに提出するようになります。こちらで調査、審査等を行いまして、次に赤磐市コンプライアンス審査会に諮問するような流れになってまいります。コンプライアンス審査会につきましては、外部の方にお願ひしまして委員さんになっていただきまして、こちらで調査、審査を行うこととなります。調査、審査を経まして、不正な要望等に該当する場合につきましては任命権者、それから委員会に通知を行いまして、任命権者につきましては不正な要望等に対する措置を取るという形になります。それにつきましては、運用状況の取りまとめを行いまして、公表するという流れになってまいります。

それから、右側の公益通報の関係ですが、こちらは通報者がコンプライアンス主管課もしくはコンプライアンス審査会へ通報という形になります。コンプライアンス主管課に通報があった場合につきましては、先ほどと同様コンプライアンス委員会、コンプライアンス審査会を経まして、任命権者、委員会に通知という形になります。コンプライアンス審査会に直接通報があった場合につきましては、コンプライアンス審査会で調査、審査を行いまして任命権者に通知という形になりまして、事実である場合は是正等の措置を講じていくという流れになってまいります。

簡単ではございますが、コンプライアンス条例の流れを説明させていただきました。

以上でございます。

○委員長（佐藤 武君） ありがとうございます。

執行部の説明が終わりました。

これから質疑を受けたいと思います。

質疑をお願いします。

○委員（永徳省二君） 委員長。

○委員長（佐藤 武君） 永徳委員。

○委員（永徳省二君） 公益通報の受付部門が、コンプライアンス主管課が総務課というふうになっていますよね。ちょっと懸念されることが2点あります。要は総務課の内部から例えばコンプライアンスで訴えるケース、総務課自身が総務課内部から訴えられるケースというのが1つ、それからもう1つは外部から総務課に対して何らかの訴えがある場合、受付として非常にしづらいというんでしょうか、懸念されるんですが、その辺の対応はどうされるんでしょうか。

○総務課長（小坂憲広君） 委員長。

○委員長（佐藤 武君） 小坂課長。

○総務課長（小坂憲広君） 主管課に通報がしづらいということでありましたら、直接審査会の委員さんに通報していただくというような流れになってまいります。

以上です。

○委員（下山哲司君） 委員長。

○委員長（佐藤 武君） 下山委員。

○委員（下山哲司君） 以前からのあれなんです、通報者の保護の観点のあれが、ちょっと説明をちょっとしていただきたいんですが、どういう対応を取るのか。

○総務課長（小坂憲広君） 委員長。

○委員長（佐藤 武君） 小坂課長。

○総務課長（小坂憲広君） 現在も公益通報の条例にあります公益通報者への配慮ですね、こちらについては徹底してまいります。

以上です。

○委員（下山哲司君） 委員長。

○委員長（佐藤 武君） 下山委員。

○委員（下山哲司君） その徹底するという言葉はよう分かるんです。その内容についてどういふふう、以前にもちょっとお聞きはしとんじゃけど、再度どういふふう徹底するののかというのを示してほしいんですが。

○総務課長（小坂憲広君） 委員長。

○委員長（佐藤 武君） 小坂課長。

○総務課長（小坂憲広君） 条例の第22条、こちらを御覧いただけたらと思います。

不利益な取扱いの禁止ということで、第22条に定めております。公益通報を行ったことを理由として、公益通報者に対しいかなる不利益も与えてはならない。それから、公益通報者は正当な公益通報をしたことによって不利益な取扱いを受けたと思料するときは、審査会に対し、その是正を申し出ることができるということを定めておりますので、具体的にどうか、不利

益を受けないような形にはしております。

以上です。

○委員（下山哲司君） 委員長。

○委員長（佐藤 武君） 下山委員。

○委員（下山哲司君） この文書は読んどんですが、この文書だけのことなんで、誰が責任を持ってどういうふうにするかというのが知りたいわけで、保護する責任者が庁舎内の人なのか、それとも庁舎外の人なのか、該当するような対象の人が保護者にはなれん。要するに、庁舎内の人を対象になる可能性があるわけじゃから、文書はもうこの立派な文書でこれでいいんですけど、実際にどういうふうな運営の仕方をするのかというのが理解できんのです。それをちょっとお聞きしたい。

○総務課長（小坂憲広君） 委員長。

○委員長（佐藤 武君） 小坂課長。

○総務課長（小坂憲広君） 実際の責任者といいましたら、もう最終的には任命権者になってまいりますので、任命権者でしっかり保護していくということになります。

以上です。

○委員長（佐藤 武君） 下山委員。

○委員（下山哲司君） 任命権者というたら、市長ということですか。

○総務課長（小坂憲広君） 委員長。

○委員長（佐藤 武君） 小坂課長。

○総務課長（小坂憲広君） 市長、それから教育長、消防長です。

以上です。

○委員（下山哲司君） そこから先を聞いたら困るんだろうと思います、そのぐらいでやめませう。

○委員（永徳省二君） 委員長。

○委員長（佐藤 武君） 永徳委員。

○委員（永徳省二君） 先ほどの話の続きなんですけど、例えば総務課に訴える、あるいは総務課の内部から訴える場合は直接コンプライアンス審査会にというふうにおっしゃいましたよね。コンプライアンス審査会は委員3人をもって組織されるというふうになってるんですけど、職員の皆さんにその3人をどのようにきちっとオープン化というか、分かるようにされるのか、御説明をお願いします。

○総務課長（小坂憲広君） 委員長。

○委員長（佐藤 武君） 小坂課長。

○総務課長（小坂憲広君） 職員にこちらの流れ等については周知していく予定です。委員の方、現在もあるんですが、代表の審査会の委員さん、こちらについては職員ポータルに掲示板

等でお知らせして、そういうことがありましたらこちらへ通報等をお願いしますという形で周知してまいります。

以上です。

○副委員長（大口浩志君） 委員長。

○委員長（佐藤 武君） 大口委員。

○副委員長（大口浩志君） 念のために確認なんですけど、この条例でセクハラですかパワハラですか、そういう類いのものも守備範囲に入っているという理解でよろしいんですよね。

○総務課長（小坂憲広君） 委員長。

○委員長（佐藤 武君） 小坂課長。

○総務課長（小坂憲広君） ハラスメントの関係につきましては、この12月の頭に別で要綱を定めております。また、そちらにつきましては、その流れに沿って進めてまいる予定としております。こちらで申し出ていただいても結構なんですけど、この流れに沿っていくのか、また別のそのハラスメントの流れで進めていくかというのは、通報内容によってくると思います。

以上です。

○副委員長（大口浩志君） 委員長。

○委員長（佐藤 武君） 大口委員。

○副委員長（大口浩志君） 今をお聞きすると、セクハラ、パワハラ等に関してはルートが2つ存在するというふうな理解でよろしいわけですか。

○総務課長（小坂憲広君） 委員長。

○委員長（佐藤 武君） 小坂課長。

○総務課長（小坂憲広君） ルートが2つです。こちら、公益通報につきましては法令に違反し、また違反のおそれがある事実ということになってまいります。そちらが法令に違反するかどうかということも調査いたしまして、こちらの流れになるか、ハラスメントの流れになるか、どちらかになってくると思います。

以上です。

○副委員長（大口浩志君） 別件でいいですか。

○委員長（佐藤 武君） 大口委員。

○副委員長（大口浩志君） 今回の条例は、赤磐市の決意文のような条例かなあというふうには私は受け止めさせていただいてんですけど、よく仏つくって魂入れずというような言葉がありますが、この条例をせっかくつくられて、実効性のあるもの、実のあるものにするためには、どのようなことが一番重要だとお考えでしょうか。

○市長（友實武則君） 委員長。

○委員長（佐藤 武君） 市長。

○市長（友實武則君） 市の市政に関するお問い合わせなので、私からお答えさせていただきます。

この条例は、先ほど大口委員が言っていたように、私たちの決意の表れと言ってもいいと思います。これをじゃあどのように運営すると実効の上がるものになっていくかということですが、第一には職員全員にきちんと周知、理解をいただくこと、それから市内部でもこの訴えについてしっかりと訴えやすい体制を確保すること、風通しのいい職場づくり、こういったことに通ずるものと思っております。

さらにはこの中で、やはり先ほども下山委員からも御指摘あったように、この通報者がしっかり守られているという体制づくり、これを全部調和するといいますか、連携しながら実効のある条例運用に向けていくことが最も大切だと思っております。まずは職員全員に周知を図る、それからこの訴えを出しやすい、分かりやすい窓口を設置していくこと、そこから始めていきたいと思っております。

以上です。

○委員長（佐藤 武君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 武君） じゃあちょっと、副委員長、いいですか。

〔委員長交代〕

○副委員長（大口浩志君） 佐藤委員長。

○委員長（佐藤 武君） まず、この条例によって審査会等コンプライアンス委員会が設置されるということで、審査会については選任の、どこだったかな、職員じゃなくて誰だったかな、弁護士さんとかそういう方が入るんですね、審査会。審査会の組織ということで、委員は弁護士、学識経験者、その他法令または行政運営等に関して優れた識見を有する者の中から市長が委嘱するということですが、この委員の任期が2年ということなんですけれども、まずこれは、委員さんというのは非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例ということで、条例の比較表示も金額が出ていますけれども、これは常設かということを確認させてください。

○副委員長（大口浩志君） 答弁を求めます。

○総務課長（小坂憲広君） 副委員長。

○副委員長（大口浩志君） 小坂課長。

○総務課長（小坂憲広君） こちらは任期を定めまして、その間常設ということになります。

○副委員長（大口浩志君） 佐藤委員長。

○委員長（佐藤 武君） 常設ということなんですけど、まずこういう事案がしょっちゅう出ないことがまず一番望ましいんですけども、となると、この間の第三者委員会の委員さんの中で弁護士さんとか選任をされたんですけども、その中で費用弁償以外に特別にほかの手当が予算計上されましたよね。それで、具体的にその弁護士さんとかが審査会に入る訳ですから、そのときにまた改めて予算が計上されるのか、例えばこの審査会の費用弁償という部分からす

れば8,500円とか、産業医さんが月額10万円以内ということで、あとは日額8,500円、6,500円というふうになっているんですけども、そういう意味からしたら実際にその審査をやっただけ日にといいいますか、そういう部分で実際の手当が計上されるというふうに理解すればいいんでしょうか。

○副委員長（大口浩志君） 答弁を求めます。

○総務課長（小坂憲広君） 副委員長。

○副委員長（大口浩志君） 小坂課長。

○総務課長（小坂憲広君） こちらの報酬につきましては、日額で定めております。その他の費用につきましては、現在何も見込んでおりません。委員会を開いたときに日額で報酬をお支払いすると、ほかの経費的なものについては、現在想定はしておりません。

以上です。

○副委員長（大口浩志君） 佐藤委員長。

○委員長（佐藤 武君） 日額8,500円ということで、この間の第三者委員会でも質問させていただいたんですけど、実際に弁護士さんの日額が8,500円で動いていただけるかというたら非常に難しいかなというふうに思うんですが、具体的にその手当というのは今後検討していくというふうに理解すればいいんでしょうか。

○副委員長（大口浩志君） 答弁を求めます。

○総務課長（小坂憲広君） 副委員長。

○副委員長（大口浩志君） 小坂課長。

○総務課長（小坂憲広君） こちらにつきましては、実際の作業にどういったものが出てくるかというところになってくると思います。現在のところは、そこまでの作業については想定しておりません。こちらで内容等の資料を準備いたしまして、それについて審査をしていただくと、そこまでの業務を想定しておりますので、その日の会議の分の報酬だけを想定しております。

以上です。

○副委員長（大口浩志君） 佐藤委員長。

○委員長（佐藤 武君） じゃあ結論は、そのコンプライアンス事案が発生して、審査会を設置、立ち上げて、そのときにまた改めて予算を計上していくということでもよろしいんでしょうか。

○副委員長（大口浩志君） 答弁を求めます。

○総務課長（小坂憲広君） 副委員長。

○副委員長（大口浩志君） 小坂課長。

○総務課長（小坂憲広君） もしそういうことになりましたら、そういう予算も計上していくかも分かりません。現在では、そこまでの作業については想定しておりません。

以上です。

○委員長（佐藤 武君） 分かりました。

○副委員長（大口浩志君） じゃあ交代します。

〔委員長交代〕

○委員長（佐藤 武君） ほかに何かありますでしょうか。

○委員（永徳省二君） 委員長。

○委員長（佐藤 武君） 永徳委員。

○委員（永徳省二君） この赤磐市コンプライアンス条例を制定することによって、もう二度と前回のような教育委員会の不正とかは起きないというふうに、もう不祥事は二度と起こさないという、ぜひ市長から決意表明みたいなのを言っていただければというふうに思いますが。

○市長（友實武則君） 委員長。

○委員長（佐藤 武君） 市長。

○市長（友實武則君） 永徳委員の思いと同じです。もうこういった市民の信頼を損ねるような、こういったことが二度と起こらないような体制づくり、それから職員の自覚、全てにおいて考えられることを行っていきたい、このように思っております。

以上です。

○委員長（佐藤 武君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 武君） ほかに質疑がなければ、これで質疑を終了します。

続いて、議第58号赤磐市税外収入督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例を議題とし、これから審査を行います。

執行部からの補足説明がありましたらお願いします。

○財務部長（藤原義昭君） 委員長。

○委員長（佐藤 武君） 藤原部長。

○財務部長（藤原義昭君） 本条例改正につきましては、11月の委員会と本会議での説明のとおりでございます、補足説明はございません。

以上でございます。

○委員長（佐藤 武君） 特に補足説明がないということですが、質疑がありましたらお願いします。

ありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 武君） それでは、特に質疑がないということですので、以上で議第58号の質疑を終了します。

次に、議第59号赤磐市火災予防条例の一部を改正する条例を議題とし、これから審査を行い

ます。

執行部からの補足説明がありましたらお願いします。

○消防総務課長（榎原秀幸君） 委員長。

○委員長（佐藤 武君） 榎原課長。

○消防総務課長（榎原秀幸君） 12月議会定例会提出議案の赤磐市火災予防条例の一部改正、議第59号について、消防本部からの補足説明はございません。

○委員長（佐藤 武君） 補足説明が終わりました。

これから質疑を受けたいと思います。

質疑をお願いします。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 武君） それじゃあ、副委員長、すいません、ちょっと。

〔委員長交代〕

○副委員長（大口浩志君） 佐藤委員長。

○委員長（佐藤 武君） いわゆる急速充電の設備ということで、新しく設置すると、20キロワット以上ですかね、これを変えるということだと思んですが、具体的に充電器の増設等に伴う改修費というのは、これはどういうふうになるのでしょうか。

○副委員長（大口浩志君） 答弁を求めます。

○消防総務課長（榎原秀幸君） 副委員長。

○委員長（佐藤 武君） 榎原課長。

○消防総務課長（榎原秀幸君） 改修費の御質問だったと思うんですけども、この規制は今回の改正では遡及されないということで、改修の必要はございません。

以上です。

○副委員長（大口浩志君） 佐藤委員長。

○委員長（佐藤 武君） 対象物件が該当しないということだと思んですけども、いずれにしても、具体的にはいきいき交流であるとか、ああいうところに設置された充電器ですよ。それで、今後も国の指導であれば続けていくという理解でいいのでしょうか。

○消防総務課長（榎原秀幸君） 副委員長。

○副委員長（大口浩志君） 榎原課長。

○消防総務課長（榎原秀幸君） 赤磐市内の対象の充電器は、いきいき交流センターとライフプラザ吉井、この2か所がございます。いきいき交流センターにあっては50キロワット急速充電器、ライフプラザ吉井にあっては30キロワット急速充電器、この2つがございますが、規制対象はこの2つでございますが、先ほど申し上げたとおり、改正に当たっては遡及されないということで、改修は必要ございません。ただし、これが壊れた場合に修理の必要があるかと思

いますが、そういったような対象が今のところはございません。

以上でございます。

○副委員長（大口浩志君） よろしいか。

○委員長（佐藤 武君） はい、いいです。

○委員（下山哲司君） ちょっと聞いてもいいですか。

○委員長（佐藤 武君） じゃあ交代します。

〔委員長交代〕

○委員長（佐藤 武君） 下山委員。

○委員（下山哲司君） 2ページ目になるのかな、上から5番目の太陽光発電設備が接続されていないことということなんです、吉井の場合には太陽光がないけど、いきいき交流には太陽光がついとるじゃないですか、これ一応設備的にはつながったことになっとんじゃないかな。

○消防総務課長（檜原秀幸君） 委員長。

○委員長（佐藤 武君） 檜原課長。

○消防総務課長（檜原秀幸君） 単独のものとして理解しております。

以上でございます。

○委員（下山哲司君） 委員長。

○委員長（佐藤 武君） 下山委員。

○委員（下山哲司君） 太陽光で発電したものをいきいき交流は使よんじゃろう。そしたら、急速充電器が自家発電しようるわけじゃあねえんじゃから、結局はいきいき交流の電気を使って充電するんでしょう。ということは、いきいき交流の電気は太陽光がつながっとるんじゃないんですか。

○消防総務課長（檜原秀幸君） 委員長。

○委員長（佐藤 武君） 檜原課長。

○消防総務課長（檜原秀幸君） 理論上ではつながってないと判断しております。

○市長（友實武則君） 委員長。

○委員長（佐藤 武君） 友實市長。

○市長（友實武則君） ちょっと確認したいんで、ちょっとだけ暫時休憩してください。

○委員長（佐藤 武君） じゃあ、しばらく休憩します。

午前10時32分 休憩

午前10時34分 再開

○委員長（佐藤 武君） 再開します。

○市長（友實武則君） 委員長。

○委員長（佐藤 武君） 友實市長。

○市長（友實武則君） ちょっと確認が要るので、確かなことではありませんが、確認した上で間違いなかったらという報告を後ほどさせていただきます。

私のほうから今のお答えをさせていただきます。

いきいき交流センターに設置している充電器、これは受電のほうの回路とそれから太陽光の電力供給の回路、電圧等によって分離されているところでございます。したがって、同じ敷地内ではありますけども、受電の形態としては太陽光を使っている電気系統とこの充電器を接続している電気系統、分離されているという御理解をいただけたらと思っております。これはちょっと現地の確認をした上で改めてお答えをさせていただきますけども、私の認識ではそういうことでございます。

○委員長（佐藤 武君） ありがとうございます。

確認というのは、今日の委員会中で。

○市長（友實武則君） はい。

○委員長（佐藤 武君） いいですね、はい、じゃあお願いをします。

今の答弁、後ほどいただきますけれども、ほかに。

○委員（下山哲司君） 委員長。

○委員長（佐藤 武君） 下山委員。

○委員（下山哲司君） 今その話のついでとして、電気というものはトランスがあって、6,000ボルトがあって、これが100、200があっても、こっちに電気がなくてこっちに100、200で発電した場合はこっちへ6,000ボルトが流れるということになる。太陽光があるのは自動的に切り替わるような装置がついとんじゃけど、その装置が故障した場合は、じゃあからの今こういうのが理論的にあることがあるからこう書いてあるんじゃないかと思うんですよ。じゃから、その場合にもうついとるという理屈にしか私には思えん。つながってなかったら電気行かんのじゃから、つながるとるから電気行く。じゃけえ、系統は違うても、こっちの電気が停電したらこっちの電気が流れていくんじゃないかということなんです。高いほうから低いほうへ流れるようになっとんですから、水と一緒にじゃから、電気は高いところから低いほうへ流れる、じゃからそれが理論なんで、じゃからつながってなかったら同じところへあって使えんはずなん。じゃから、自動的に切り替わる装置がついとるからえんじゃないかけど、装置が故障した場合はそういうことがあり得る、じゃからこう書いてあるんじゃないかと思うんですけど。じゃから、その観点からいうたら、あったらおかしい。別の状態で全くつながってないならええんで、つながるとるわけじゃから、開閉器やこうは方向性あって、反対には流れんようになっとる。昔のはどっちでも流れて、事故があったわけじゃ、今まで。じゃから、今はそういうのを解消するのに方向性があるスイッチになっとん、こっちから流れてもこっちからは流れないというふうにつくってある。じゃから、そういうふうなことがきちっとできなならいけんから、こう書いてある。本職じゃけえ分かっとるけん。

○委員長（佐藤 武君） それじゃあ答弁はよろしいですね。特に御意見いただきますか。

○委員（下山哲司君） どういうふう理解したらええかというのが、じゃあから分かん。これがなかったら別に何もならんのじゃけど、これがついとるということはそういうことがあるから書いてあるんで、つながるとるんじゃないですか言よんです。

○市長（友實武則君） 委員長。

○委員長（佐藤 武君） 友實市長。

○市長（友實武則君） ちょっと意思の疎通を図るために暫時休憩をお願いします。

○委員長（佐藤 武君） はい、それじゃあしばらく休憩します。

午前10時38分 休憩

午前10時54分 再開

○委員長（佐藤 武君） それでは、再開します。

○管財課長（戸川邦彦君） 委員長。

○委員長（佐藤 武君） 戸川課長。

○管財課長（戸川邦彦君） いきいき交流センターの充電器は、ダイレクトに電気を充電器へ発しているものではありませんでした。一旦電気をためて充電器のほうへ発出するようになっていますので、そこで確実に太陽光発電の電気とは切り離されているという認識でございます。

以上です。

○委員長（佐藤 武君） よろしいですか。

○委員（下山哲司君） はい、理解いたしました。

○委員長（佐藤 武君） ありがとうございます。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 武君） それでは、以上で本委員会に付託されました議第57号赤磐市コンプライアンス条例から議第59号赤磐市火災予防条例の一部を改正する条例までの3件について、質疑が終了しましたので、これから採決したいと思います。

まず、議第57号赤磐市コンプライアンス条例について、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（佐藤 武君） 起立全員です。したがって、議第57号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議第58号赤磐市税外収入督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例について、これを原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（佐藤 武君） 起立全員です。したがいまして、議第58号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議第59号赤磐市火災予防条例の一部を改正する条例について、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（佐藤 武君） 起立全員であります。したがいまして、議第59号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で当委員会に付託されました案件の審査は全て終了しました。

次に、委員会の閉会中の継続調査及び審査について御確認をお願いしたいと思います。

お手元に配付しております継続調査及び審査一覧表のとおり、議長に対し閉会中の継続調査及び審査の申出をいたしたいと思いますが、これでよろしいでしょうか。

○委員（永徳省二君） 委員長。

○委員長（佐藤 武君） 永徳委員。

○委員（永徳省二君） この調査及び審査事件の中に、本庁舎の耐震化とか、あるいは本庁舎整備についてというのが入ってないので、非常に重要な案件なので、ここに入れるべきだというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（佐藤 武君） この中に公有財産についてというのがありますが、改めて庁舎という表現をするかどうかですけど、公有財産は全て含まれていると思いますけど、委員の皆さん御意見を、どうぞ。

○委員（実盛祥五君） それでええよ。

○委員（北川勝義君） 今のでよろしいよ。

○委員長（佐藤 武君） 公有財産で、いいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 武君） 公有財産ということでいけますので、御了承ください。

それでは、お手元にお配りしておりますとおりで御了承いただくということで、これでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 武君） それでは、このように申出をいたします。

次に、閉会中の委員派遣についてお諮りをいたします。

閉会中の審査及び調査案件の調査のため、委員派遣を行う必要が生じた場合、議長に対し委員派遣承認要求を行うこととし、派遣委員、日時、場所、目的及び経費等の手続につきましては委員長に一任していただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 武君） それではそのようにさせていただきます。

なお、委員長報告についてでございますが、これについては委員長に一任させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 武君） それではそのようにさせていただきます。

じゃあしばらく、11時5分まで休憩します。

午前10時59分 休憩

午前11時5分 再開

○委員長（佐藤 武君） それでは、委員会を再開します。

次に、その他に入ります。

その他で、執行部からございましたら発言をお願いします。

○くらし安全課長（岡本和典君） 委員長。

○委員長（佐藤 武君） 岡本課長。

○くらし安全課長（岡本和典君） それでは、総務部資料の2ページを御覧ください。

赤磐市国土強靱化地域計画の策定についてでございます。

資料の2ページでございますように、国土強靱化計画とはというところで、あらゆる大規模自然災害を想定しながら、最悪の事態を起こさない強靱な仕組みづくり、地域づくりを平時から持続的に展開していこうという、そのための計画ということでございます。国におきましては、この国土強靱化地域計画に基づき実施される取組に対する関係府省庁の支援についてということで申合せがされておりまして、この計画に基づき実施される取組、または明記された事業に対して関係府省庁所管の交付金、補助金の重点配分、優先選択、要件化が申合せされております。

先日素案を送付させていただいております。パブリックコメントを現在実施しております。12月1日から18日までの間、住民の方々の意見を公募しております。このパブリックコメントが終わりましたら、この寄せられた意見を基に市役所庁内の担当者によりまず会議を経まして、最終的には赤磐市防災会議に諮りまして成案ということで、1月末の策定を予定しております。

すいません、もう2点。資料はございませんが、緊急告知ラジオ、こちらのほうの申込み予約を現在受け付けております。こちら12月1日から15日までの間、申込みを受け付けております。昨日時点で124名の申込みをいただいております。200台限定ということでございますので、70台程度、まだ余裕がございますので、ぜひお申込みをいただくように御周知をいただけたらと思います。

もう1点、年末年始の交通事故防止県民運動、こちらのほうも12月1日から来年1月6日まで実施されております。信号機のない横断歩道における歩行者優先等の徹底、あるいは高齢者の交通事故防止、飲酒運転の根絶というようなことをスローガンに掲げておりまして、1月6

日まで実施しております。例年のように啓発物品を配るというような啓発方法はコロナ禍におきまして取れませんので、市としましては広報、ホームページ、それから指導車によります巡回等によりまして啓発を実施してまいる予定としております。

説明は以上です。

○財政課長（和田美紀子君） 委員長。

○委員長（佐藤 武君） 和田課長。

○財政課長（和田美紀子君） それでは財務部の資料、その他のところで、第4次赤磐市行財政改革大綱についてと、この1行だけですが、こちらについてお知らせします。

現在第3次の大綱によりまして行財政改革を進めているところでございますが、この第3次の期間が今年度までとなっております。引き続き第4次大綱を策定するため検討を進めております。現段階の進捗状況といたしましては、第3次大綱の考え方や主要施策を、基本的な内容を尊重、踏襲しまして、第4次大綱に全面的に引き継ぐということを基本に進んでおります。今後の予定といたしましては、素案を審議会で御検討をいただきました後にパブリックコメントを実施しまして、その結果を受けて最終検討後、完成となる予定です。素案を今協議中ですので、素案ができましたら委員の皆様ボックスにパブリックコメント期間に入れさせていただきたいと思っております。最終的な大綱の内容につきましては、1月もしくは2月の総務委員会での御説明を予定しておりますので、よろしく願いいたします。

以上、財政課から御説明を終わります。

○管財課長（戸川邦彦君） 委員長。

○委員長（佐藤 武君） 戸川課長。

○管財課長（戸川邦彦君） それでは、管財課より庁舎整備について御報告します。

財務部資料の1ページをお願いします。

庁舎等整備事業につきまして、実施設計業務の発注に向けた受託者の選定に係るプロポーザルについて御報告させていただきます。

現在プロポーザルの技術提案を募集しております。公告の内容についてです。業務名を赤磐市役所本庁舎等改修工事実施設計業務委託としております。委託の期間は、契約締結の日から令和4年2月28日までとしています。委託料の上限額は、1億5,972万円としております。業務内容における対象施設につきましては、市役所本庁舎、中央公民館、保健センター、旧消防本部庁舎としております。

耐震化を含む大規模改修の実実施設計業務と合わせて、円滑な工事実施計画の策定を行うこととしております。本業務を行うに当たり、高度な設計能力及び豊富な経験などを審査の上、その業務内容に適した受託者を選考することを目的に公募型のプロポーザル方式による選考とさせていただきます。

参加の条件についてですが、一級建築士事務所登録のある事業者としまして、県内に本店ま

たは契約権限のある営業所等を有していることとしております。一定規模以上の事業者として、一級建築士の登録が5名以上あることを条件としております。

実績条件、技術者条件につきましては、そこに記載しております資料のとおりでございます。長期にわたる業務となります。また、耐震性の部分も含んでいることから多くの技術者の配置が見込まれます。できるだけ必要とされる技術者の能力が高く、業務遂行能力の高い事業者を見極めたいと思います。

受託候補者の選考に際しまして、識見を有する者としまして、岡山理科大学の建築学科の教授に御支援いただくこととしております。

技術提案書の提出期限は12月9日としております。本日となります。

プレゼンテーションにつきましては、公告では12月中旬と公告させていただいております。予定日としまして、12月14日を予定しております。

受託候補者を選定した後、契約に関わる交渉を行いまして、双方の合意が調った上で契約ということになります。できれば年内の契約に向けて進めていきたいと考えています。

以上で財務部からの報告を終わります。

○消防総務課長（檜原秀幸君） 委員長。

○委員長（佐藤 武君） 檜原課長。

○消防総務課長（檜原秀幸君） 消防本部資料の最後のページを御覧ください。

公益財団法人日本消防協会が行う令和2年度共済事業の還元による消防団員等福祉共済の消防資器材交付事業としまして、消防団活動車SUVが納車されましたので、お知らせをいたします。

この消防団車両は、団長、副団長、団幹部と協議の結果、本部機動部所属の車両として市役所本庁に配備し、管内で火災や災害が発生した折には地域の安全・安心を守るため本部機動部員が乗車し、現場に駆けつけての消防団活動が期待されるところでございます。

続きまして、資料2は添付してございません。先月の委員会から重ねてのお知らせでございます。

令和3年赤磐市消防出初め式は、来年1月17日日曜日実施の予定でございます。コロナ禍の折にて、規模を縮小しての式典を考えております。議員の皆様には式典の御案内を差し上げるのが本来ではございますが、感染防止を最優先に考え、このたびは案内を差し控えさせていただきます。御理解をいただけますようよろしくお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、説明並びに報告とさせていただきます。

○委員長（佐藤 武君） 執行部のほうからその他の報告がありましたので、この件について特に質問があればお願いします。

永徳委員。

○委員（永徳省二君） 暮らし安全課の赤磐市国土強靱化地域計画の素案について質問をしま

す。

23ページ、風水害に対する懸念ということで、砂川洪水浸水想定区域の想定最大規模というところのグラフがあるんですけど、ちょっと非常に見にくいので、赤磐市役所は想定何メートルから何メートルの区域になるのかお教えてください。

○くらし安全課長（岡本和典君） 委員長。

○委員長（佐藤 武君） 岡本課長。

○くらし安全課長（岡本和典君） 赤磐市役所が0.5から3メートル未満の区域に該当、本庁舎につきましては該当すると思います。

○委員（永徳省二君） ありがとうございます。もう1点いいですか。

○委員長（佐藤 武君） 永徳委員。

○委員（永徳省二君） 同じく強靱化地域計画の54ページ、これちょっとくらし安全課じゃないかもしれませんが、54ページの6-3、汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止というところで、①のところを読みます。

下水道供用開始から山陽処理区は14年、熊山処理区及び吉井処理区は18年が経過しており、機械、電気設備が耐用年数を迎え老朽化が進んでいるため、ストックマネジメントを策定、推進する必要があるというふうに書いてあるんですけど、14年とか18年で老朽化で危険だと書いてあるんですが、桜が丘東浄化センターは43年たってる。なぜここに上げていないのか、避けているのか、隠しているのか。

○くらし安全課長（岡本和典君） 委員長。

○委員長（佐藤 武君） 岡本課長。

○くらし安全課長（岡本和典君） 大変申し訳ありません。くらし安全課で取りまとめはさせていただいておりますが、この内容につきましては上下水道課からの提案といいますか、上がってきたものですので、ちょっと今御質問の細かい内容につきましては、くらし安全課での回答はいたしかねます。

○委員長（佐藤 武君） 永徳委員。

○委員（永徳省二君） ぜひ上下水道課とも打合せして、14年とか18年で老朽化するというんですから、43年も経過してる桜が丘東浄化センター、もうとんでもなく老朽化しているはずなんで、そこをどうするかという話をもっと重要課題として入れるべきだというふうに思いますので、ぜひ調整をしていただきますようによろしくお願いします。

○くらし安全課長（岡本和典君） 委員長。

○委員長（佐藤 武君） 岡本課長。

○くらし安全課長（岡本和典君） 今いただきました御意見につきましては上下水道課のほうへお伝えをしまして、しかるべく対応をさせていただくようにいたします。

以上です。

○委員長（佐藤 武君） ほかにありますか。

○副委員長（大口浩志君） よろしいか。

○委員長（佐藤 武君） 大口委員。

○副委員長（大口浩志君） 先ほどの財務部の説明で、第4次赤磐市行財政改革大綱を今作成中、第3次を前提に作成するようになると思いますというような御報告があったと思うんですが、今あるこの国土強靱化地域計画、今年度11月に出とる素案ですけど、この計画を実行していかうとするとちょっと相当めり張りをつけにやあいかなのかなあというふうに思われるんですが、そのあたりはいかがでしょうか。

○財政課長（和田美紀子君） 委員長。

○委員長（佐藤 武君） 和田課長。

○財政課長（和田美紀子君） 第3次の大綱のときにも、第4次にも引き継ぎますが、もちろん健全な財政を維持していくということが行財政大綱の主眼でございます。まちづくりをしていくためにより有効なお金の使い方をするという中で、今回委員の皆様との審議会の中でも、やはり補助金を有効に活用していく、そういった財源をしっかりと情報を収集するなり、県や国に伺うなりをして、職員としてしっかりそのあたりの対応もしながら必要なものを見極めていくということが大変大事だということももちろんいただいております。

国土強靱化計画、先ほどもありましたが、立てることによりまして財源が有利につくということも話の中には出ておりますので、そのあたりも踏まえて国土強靱化計画のことに盛り込む内容を考えていくようにということは、財政課のほうから全課のほうにも通知をしております。そういった視点では取り組んでおりますので、もちろん大変なお金がかかる事業が控えている可能性は重々承知しております。ですので、より慎重に何の事業が大切か、優先すべきかということをお大綱に基づいて考えていくという気持ちを1つに職員がするためにこの大綱のほうは役立てさせていただきたいと考えております。

以上です。

○委員長（佐藤 武君） いいですか。

○副委員長（大口浩志君） はい。

○委員長（佐藤 武君） じゃあ、ちょっと委員長交代をお願いします。

〔委員長交代〕

○副委員長（大口浩志君） 佐藤委員長。

○委員長（佐藤 武君） 今大口委員から第4次行革の話が出たんで、ちょっと再確認ですけども、和田課長のほうが第3次の内容を踏襲して引き継ぐということで、いろんな改善はされるんだろうなと思いつつながら、私も一般質問でさせていただいた受益者負担の部分、それからもう本当に見直していくべき項目が山ほどあると思うんで、第3次の内容を踏襲じゃなくて、もう極力やっぱり行革、赤磐市の適正な行革に向けてやっぱり取り組んでいただくことを強く

お願いしておきます。

それからもう1点。

今檜原課長から新しい車両の購入で、市役所に配備、本部車両と言いながら市役所のほうへ配備と言われたんですが、これも一度具体的に説明をお願いできますか。

○副委員長（大口浩志君） 答弁を求めます。

○市長（友實武則君） はい。

○副委員長（大口浩志君） 友實市長。

○市長（友實武則君） すいません、先ほどの第4次の行財政改革についての質問に市の市政としてお答えをさせていただきます。

第3次の施策踏襲という説明がありましたが、これは第3次において行財政改革の骨格の部分、何点かございました。こういう骨格の部分踏襲するように考えて、内容については当然今の計画をもっと掘り下げて効果を上げていく、そういう基本方針を第4次で定めるものがございます。特に、今後今のコロナウイルス感染拡大に伴って経済がどうしても後退することは想定されます。結果、税収も落ち込んでまいります。しかしながら、様々な事業が、必要な事業がございます。そういったことで、行財政改革をしっかりと突き進めることによって事業の実施を目指していくということは、もうこれは第3次のとく同じ理念をこれからも追求していくと、効果を今までよりも多く上げられるように市としても職員一丸となって頑張っている所存でございますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○委員長（佐藤 武君） ありがとうございます。

○副委員長（大口浩志君） 引き続き答弁を求めます。

檜原課長。

○消防総務課長（檜原秀幸君） 消防団車両でございまして、写真を見ていただけましたら分かっていただけるかと思うんですけれども、赤磐市消防団と明記がございます。消防団車両で、消防本部の車両ではないという御認識でよろしく願いいたします。消防団機動部の車両ということで、本庁のほうへ配備をさせていただいて、有事の際には活用していただくという考えでございます。

以上でございます。

○副委員長（大口浩志君） よろしいか。

○委員長（佐藤 武君） 結構です。

○副委員長（大口浩志君） じゃあ交代します。

〔委員長交代〕

○委員長（佐藤 武君） 永徳委員。

○委員（永徳省二君） 先ほどの赤磐市国土強靱化地域計画の23ページで、赤磐市役所の浸水

想定が0.5から3メートルというふうにお答えいただきました。7月の総務文教常任委員会で財務部が提出された資料があって、これに基づいて市長が大体市役所は50センチから1メートル程度の浸水やというふう発言されているんですが、去年の10月、岡山県が出した赤磐市への説明資料で、ハザードマップで赤磐市役所2.2メートルというように明記されているんですけども、これ、ちなみに県から誰が説明、まず受けられたんですか。

○くらし安全課長（岡本和典君） 委員長。

○委員長（佐藤 武君） 岡本課長。

○くらし安全課長（岡本和典君） 23ページでございます砂川流域の洪水浸水想定区域図につきましては、岡山県からくらし安全課が説明を受けております。

○委員（永徳省二君） すいません、この去年の10月に出された……。岡山県が出された赤磐市に対する、これがいわゆるくらし安全課で説明を受けているということですね。

○くらし安全課長（岡本和典君） そうです。

○委員（永徳省二君） くらし安全課から、じゃあ10月の時点で赤磐市役所は2.2メートル浸水するということが分かった上で、財務部とかほかの部署に水平展開されたのはいつですか。

○くらし安全課長（岡本和典君） 委員長。

○委員長（佐藤 武君） 岡本課長。

○くらし安全課長（岡本和典君） はっきりした日付は、申し訳ありません、覚えておりませんが、今年の2月頃に管財課及び関係の、この洪水、災害に関係する部署につきましては周知といえますか、連絡をさせていただきました。

○委員長（佐藤 武君） 永徳委員。

○委員（永徳省二君） ということは、財務部のほうは今年の2月ぐらいに分かっていたということで、分かった上で7月14日の財務部の資料で、大体50センチから1メートル程度やというふうに資料を我々全員もらったんですけども、この時点で財務部長は2.2メートルというのは分かってたんでしょうか。

○財務部長（藤原義昭君） 委員長。

○委員長（佐藤 武君） 藤原部長。

○財務部長（藤原義昭君） はい、そのとおりでございます。

○委員（永徳省二君） すいません、ということは、間違っただけその資料を我々に渡したということなんでしょうか。

○財務部長（藤原義昭君） 委員長。

○委員長（佐藤 武君） 藤原部長。

○財務部長（藤原義昭君） 財務部で説明させていただいたのは、現在の地域防災計画のハザードマップの中での浸水状況を説明させていただいております。

以上でございます。

○委員長（佐藤 武君） 永徳委員。

○委員（永徳省二君） いや、最新の情報がくらし安全課から去年の10月の時点で、県から赤磐市役所は2.2メートルの浸水ですよというふうに認識されてたんですよ。市長が私に50センチからせいぜい1メートルみたいな答弁されてるんですけど、その時点で分かっておられたんですよ、2.2メートルというのを。

○財務部長（藤原義昭君） 委員長。

○委員長（佐藤 武君） 藤原部長。

○財務部長（藤原義昭君） 2.2メートルで高低差がありまして、全体的には1.5メートルというふうには、庁舎内の浸水というのは捉えておりました。以前からの説明等で大きな洪水ですか、水害ですか、あれば1階部分の浸水を想定して、防災無線や備蓄品など2階にできるものはできるというふうな計画を説明しております。

以上でございます。

○委員長（佐藤 武君） 永徳委員。

○委員（永徳省二君） すいません、そういう説明を聞いてるんじゃないくて、去年の10月に県から赤磐市に2.2メートル浸水しますよという説明がくらし安全課にあって、くらし安全課は今年の2月に財務部のほうにも説明してるということですよ、2月に分かった。7月14日にハザードマップの財務部の資料で我々に説明して、市長は50センチからせいぜい1メートルだというふうに言われたんですけど、その時点で2.2メートル浸水するということは、財務部長、知ってたんですよ。

○市長（友實武則君） 委員長。

○委員長（佐藤 武君） 友實市長。

○市長（友實武則君） 誤解がないようお願いしたいので、私から根本的な部分を説明させていただきます。

このハザードマップと想定災害危険水位というのを、これを同じものと認識されてはいけないと思うんです。このハザードマップというのは、想定される施設計画に使っていただくための降雨強度、こういったものを例えば10年確率だとか、30年確率だとか、そういった統計上の処理をした降雨を想定して避難行動あるいは施設計画に役立たせていこうということで公表されているものでございます。

それと、今度は想定最大の浸水想定図、これについては考え方が少し異なっておりまして、この地域、瀬戸内地域です。かなり広大な、広範囲な地域において、これまで観測史上最大の雨を記録している雨、具体的には岡山県内ではなくって瀬戸内のいずれかのところで観測された観測史上最大の雨がこの赤磐に降ったらどうなるかという想定を浸水深に表して色分け図を作成しています。その中には、砂川の堤防決壊、こういったことも想定しての水深でございます。

これは何のために使うかといいますと、施設計画とかそういったものではなく、命を守るためにこの水深が、浸水したときに命を守るための行動の指針としてこの情報が提供されているわけでございます。ですから、市民の安全あるいは命を守るという考えの中では、当然想定をしていかないといけないと思っております。それから、施設計画、道路や堤防あるいは庁舎、こういったものを考えていく中では、戻りますけども、ハザードマップの浸水深、こういったものを想定しての計画になっていこうかと思っております。

庁舎を考える中で、それでは手ぬるいんじゃないかという意見もあろうかと思っております。それについては、この庁舎をかさ上げしたり、あるいは高いところに移転をしていくという考えもあろうかと思っておりますけども、我々としてはこれから実施設計をしていく中で庁舎の防水性を高める、あるいはそれでも1階部分が水没するということになれば、その1階の機能を例えば高いところ、桜が丘とかのところに一時移転をする、そういった対応策を考えながら、これから市民の安全・安心を守る方策に考慮をしていきたい、そういうふうを考えております。

いずれにしても、ハザードマップで言った水深、想定最大の危険水位、そういったものに意味合い的な違いがあるということ、何度も繰り返しになりますけども、説明をさせていただきます。

以上です。

○委員長（佐藤 武君） まだ質問されますか。分科会もあるんで、もう。

○委員（永徳省二君） いいですか。

○委員長（佐藤 武君） はい。

○委員（永徳省二君） 2点あるんですけど、まずこの2.2メートル、赤磐市役所2.2メートルと明記されてます。それから、岩田で6.3メートルって書いてあるんです。まず、この例えば岩田の人に6.3メートルと、6.3メートルってとんでもない数字ですよ、こういうのをちゃんと市民に知らせとかなないと、ハザードマップってそのためだと思うんですけど、市民の安全・安心を守るためであれば、早急にこういう岩田で6.3メートルですよと、市役所近辺は2.2メートルですよということをちゃんと市民の皆さんに知らせるべきではないかっていうのがまず1点。

もう1点は、市役所、これ2.2メートルって浸水って書いてありますけれども、浸水時間が17時間というように書いてあります、これ県の資料で。いわゆるほとんど1日、2.2メートルつかるといことはどういうことかという、全く防災拠点として市役所が機能しないってことなんで、どうするんですかっていう話なんです。この2点、本当にお答えいただければと思います。

○副市長（川島明昌君） 委員長。

○委員長（佐藤 武君） 川島副市長。

○副市長（川島明昌君） 浸水想定区域図の説明につきましては、議会のほうからも御質問い

ただいております、それについて回答をしております。その中に具体的にどういう考え方をするかというのは記載しておりますので、それを読んでいただければ御理解いただけるのかなというふうに考えております。

それから、今永徳委員からの御質問がございました浸水深についてですが、想定最大という浸水想定につきましては、先ほど市長からの答弁もありましたように、避難体制を強化充実させるための水深ということで出しております、命を守るということを最大の課題として使うという水深ですので、それは当然市民の方々には周知しまして、避難活動に使っていただくように考えてまいりたいと考えております。

以上です。

○委員（永徳省二君） もう1点だけ。

○委員長（佐藤 武君） はい。

○委員（永徳省二君） これ想定って書いてありますよね、災害って想定外が起こるんですよ。福島の第一発電所も想定外の津波が来たからあんな大変なことになってるんですよ。いかに想定外のことを想像するかというのが皆さんの力なんですけれども、2.2メートルじゃ済まないケースもあるってということも十分承知いただけたらというふうに思います。

○委員長（佐藤 武君） 答弁いいですね。

○委員（永徳省二君） まあ。

○委員長（佐藤 武君） 想定外ですので、もう切りがないんで、それは一般質問……。

○委員（永徳省二君） そういうようなこともあって、やっぱり本庁舎耐震化に関しては、今後もきちっとやっぱり総務委員会で検討していくべきだというふうに思いますので、一応お伝えしておきます。

○委員長（佐藤 武君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 武君） じゃあ、執行部からもよろしいですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 武君） じゃあ、委員のほうからほかに何かありますか。

下山委員。

○委員（下山哲司君） 所管じゃないんじゃないけど、先ほど報告があったんですが、ホッケーのことなんじゃないけど、いいですか、委員長。

○委員長（佐藤 武君） はい、どうぞ。

○委員（下山哲司君） 報告があったことでちょっと。

というのが、ホッケー協会と大会がこうやって赤磐市であるということにおいて、赤磐市はどういう関わり方をされてなったのかと、それで今後はどういうふうな関わり方になるんかちょっとお聞きしておきたいんですけど、いいですか、聞いても。

○委員長（佐藤 武君） お答えできますか。今までの……。

○委員（下山哲司君） いや、それは市長が答えてくれたらええ。

○委員長（佐藤 武君） 市長、簡潔に、よろしいですか。

○市長（友實武則君） 委員長。

○委員長（佐藤 武君） 市長。

○市長（友實武則君） この大会の主催はあくまでも日本ホッケー協会でございますが、私どもとしてはこの全国大会が赤磐市で開催されるということは非常にありがたいことというふうに見ております。そして、この大会の開催に合わせて、赤磐市の知名度向上、そういったことに向けていきたいというふうに考えております。

幸い今回のホッケー全国大会においては、NHKに全国生放送をしていただくことができました。その中に、放送の合間に赤磐市という地名あるいは赤磐市がニュージーランドホッケーチームを招聘して合宿をしていただいたというようなことを放送の中でアナウンサーにお知らせをしていただきました。そして選手たちが、応援の方々を含めますと大勢の方がこの赤磐市へ訪ねてきてくださっております。そういう方々に赤磐市のすばらしさや産品、こういったものを紹介することによって赤磐市の知名度向上、ひいては移住・定住、企業誘致、そういったことにつなげていくということで、この大会をできる限りのサポートをさせていただきました。

そういったことで、具体的にサポートを行った内容については、有志によるブースを出してもてなすという意味で、寒い時期でありますので温かいものを提供する、あるいはニュージーランドのホッケーチームを招聘するということをアピールして、キャンペーン用のジャンパー、Tシャツ、こういったものを販売し、さらには場内の保安場あるいはコロナウイルスの感線拡大防止に向けた消毒や検温、そういったこと、駐車場の管理運営、そういったことをお手伝いさせていただいたということでございます。

○委員（下山哲司君） はい、結構です。

○委員長（佐藤 武君） それでは、ほかにその他もないようですのでこれで、以上をもちまして総務常任委員会を閉会したいと思います。

閉会に当たりまして、前田副市長より御挨拶をお願いします。

○副市長（前田正之君） 委員長。

○委員長（佐藤 武君） 副市長。

○副市長（前田正之君） 本日は大変お忙しい中、第2回の総務常任委員会をお開きいただきましてありがとうございます。予定の議案、大変慎重に審査をいただきましてありがとうございます。途中執行部のほう、御説明する意味で確認のお時間をいただいたりしまして、ありがとうございました。しっかりと今後は審査いただくための説明、そういったところへ十分気をつけて取り組みたいというふうに思います。本日は大変ありがとうございました。

○委員長（佐藤 武君） ありがとうございます。
これで本日の委員会を閉会といたします。
大変お疲れさまでした。ありがとうございます。
午前11時42分 閉会